

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、三七一号

平成十四年五月二十八日

(火曜日)

告 示

平成十四年度島根県保育士試験の実施

解除予定保安林

公 告

基本測量の実施

特定調達公告

島根県立中央病院統合情報システム運用業務委託に係る随意契約の相手方等

公安規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察教養規則の一部を改正する規則

正 誤

平成十四年五月十日付け島根県報第一、三六六号中

(選挙管理委員会)事務 一四

目 次

(青少年家庭課) 一

(森林整備課) 四

(用地対策課) 四

(中央病院) 五

一五

一一

一三

一四

告 示

示

島根県告示第五百五十号

平成十四年度島根県保育士試験を次のとおり実施するので、島根県保育士試験規程(昭和二十八年島根県告示第六百二十九号)第三条の規定により告示する。

平成十四年五月二十八日

島根県知事 澄田信義

一 試験日時、試験科目及び試験場所

月 日	試験科目	時 間	試験場所
八月 六日 (火曜日)	社会福祉	九・〇〇〃 一〇・三〇〃	《松江会場》 くにびきメッセ 《浜田会場》 浜田合同庁舎
	発達心理学及び精神保健	一〇・五〇〃 一二・二〇〃	
	小児栄養	一三・〇〇〃 一四・三〇〃	
	児童福祉	一四・五〇〃 一六・二〇〃	
八月 七日 (水曜日)	小児保健	九・〇〇〃 一〇・三〇〃	
	保育原理	一〇・五〇〃 一二・二〇〃	
	教育原理及び養護原理	一三・〇〇〃 一四・三〇〃	
八月 二十二日 (木曜日)	保育実習 筆記	一四・五〇〃 一五・三〇〃	
	保育実習 実地 実地絵画制作	九・〇〇〃 一一・〇〇〃	
八月 二十三日 (金曜日)	保育実習 実地 実地言語	一一・三〇〃 一七・一五〃	島根県立島根女子短期大学
	保育実習 実地 実地音楽	九・〇〇〃 一六・〇〇〃	

(注) 一 筆記試験は、受験願書に〇印を付けた会場で受験して下さい。会場の変更には応じません。

二 保育実習 実地(言語・音楽)は、八月二十二日と二十三日のうち受験票送付の際に指定する日に受験してください。受験日の変更には応じません。

二 試験の方法

(一) 一に掲げた社会福祉、発達心理学及び精神保健、小児栄養、児童福祉、保育実習、小児保健、保育原理、教育原理及び養護原理の八科目についてそれぞれ筆記試験を

行います。

(二) 保育実習については、実地試験を行います。実地試験は次のア、イ、ウの三分野のなかから二分野を選択して受験して下さい。試験内容は、次のとおりです。

ア 絵画制作

配布された材料を用い、当日指定する課題（二課題）にもとづく表現制作を行います。

（受験者は、ハサミとノリを必ず各自持参して下さい。）

イ 言語

当日指定する童話・絵本の読み聞かせを行います。日本の民話（昔話）から出題します。

ウ 音楽

(ア) 器楽（ピアノ）

バイエルピアノ教則本（原書番号）七十三番、七十四番、七十九番、八十一番、八十二番、八十三番、九十一番、九十三番、九十四番、一〇〇番のうち、試験官が当日指定する一曲をピアノで演奏して下さい。

※ 楽譜は用意してあります。

(イ) 声楽

次の三曲のうち、試験官が当日指定する一曲をピアノで伴奏しながら歌って下さい。なお楽譜は実施要領のものを使用し、その楽譜どおりに演奏して下さい。

(a) おつかいありさん 関根栄一 作詞、団伊玖磨 作曲

(b) おはながわらった 保富康午 作詞、湯山 昭 作曲

(c) お星さま 都築益世 作詞、団伊玖磨 作曲、井口 太 編曲

(三) 保育実習は、筆記と、「絵画制作、言語、音楽」の三分野のなかから受験生が選択した二分野のすべてを受験しなければ不合格となります。

(四) 保育実習の実地試験は、必ず受験願書に○印を付けた分野を受験して下さい。受験分野の変更は認めません。

三 試験科目の一部免除

次に掲げる者については、本人の願い出により試験科目の受験を免除するので、保育士試験受験願書の試験科目受験免除願に記入し、試験科目の一部免除に該当すること

を証明する書類を添えて提出してください。

(一) 平成十二年一月一日以降、島根県又は他の都道府県で実施された保育士試験で合格した科目のある者

(二) 厚生労働大臣の指定する学校又は施設において、その指定する科目を全て専修した者

※ 児童福祉法施行規則の改正により、試験科目が一部改正されました。経過措置として、次のとおり取り扱われます。

(一) 平成十四年三月三十一日以前に次表の改正前の科目に合格した者については、平成十四年四月一日以降においては、その合格の年にそれぞれ次表の改正後の科目に合格した者とみなすこと。

(二) 児童福祉法施行規則第四十一条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した学校又は施設において、同項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した科目で、次表の改正前の科目を平成十四年三月三十一日以前に専修した者は、平成十四年四月一日以降においては、それぞれ次表の改正後の科目を専修した者とみなすこと。

改正前の科目	改正後の科目
<ul style="list-style-type: none"> ・児童心理学及び精神保健 ・保健衛生学及び生理学 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達心理学及び精神保健
<ul style="list-style-type: none"> ・児童心理学及び生理学 ・看護学及び実習 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児保健
<ul style="list-style-type: none"> ・栄養学及び実習 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児栄養
<ul style="list-style-type: none"> ・保育原理及び教育原理 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育原理 ・教育原理及び養護原理

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

(一) 学校教育法による大学に二年以上在学して六十二単位以上修得した者（短期大学を卒業した者を含む。）又は高等専門学校を卒業した者、その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣の定める者

(二) 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育

育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であ

って、児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者

(三) 児童福祉施設において、五年以上児童の保護に従事した者

(四) 平成八年三月三十一日までに高等学校保育科を卒業した者

(五) 平成三年三月三十一日までに学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは同日までに通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

(六) 満十八歳に達した後、平成三年三月三十一日までに児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者

(七) 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事において適当な資格を有すると認定した者

(注) 児童福祉施設とは児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）第七条に規定する児童福祉施設をいう。

五 受験手続

(一) 提出書類

① 保育士試験受験願書

② 受験資格を証明する書類

卒業証明書、卒業見込証明書、在学証明書、六十二単位以上修得見込証明書、又は児童福祉施設の長が発行した二年、三年若しくは五年以上児童の保護に従事したことを証明する書類など。

③ 試験科目の一部免除に該当することを証明する書類

ア 三の(一)に該当する場合は、当該都道府県が交付した保育士試験一部科目合格証明書又は当該証明書の写しで原本証明のあるもの（証明の朱印のないものは不可）。島根県での合格者も送付すること。

イ 三の(二)に該当する場合は、当該学校長又は施設の長が発行した保育士試験免除指定科目専修証明書

④ 住民票の写し又は外国人登録済証明書（発行日から三か月以内のもの）

改姓したために証明書の氏名と住民票の氏名が異なる者は、戸籍抄本を添付すること。

⑤ 写真（出願前三か月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景の縦五センチメートル、横四センチメートルのもの。裏面に氏名を記入すること。）一枚

⑥ 八十円切手をはったあて名明記の返信用封筒（縦二十三センチメートル、横十二センチメートルのもの）一枚（試験結果送付用。一部科目合格証明書原本の返送を受ける者は二枚）

(二) 受験手数料

八、九〇〇円

島根県収入証紙八、九〇〇円分を受験願書の所定の欄にはり（消印しないこと）、納付して下さい。（証紙以外の小切手、郵便切手、収入印紙及び為替は無効であるので注意すること。）ただし、島根県収入証紙の入手が困難である場合は現金書留で送付して下さい。

六 受付期間

平成十四年六月十九日（水）～六月二十八日（金）（郵送の場合消印有効）

持参の場合の受付時間

午前八時三十分～午後五時（土曜日及び日曜日を除く。）

七 願書提出先

〒六九〇一八五〇一 松江市殿町一番地 島根県健康福祉部青少年家庭課

(注) 願書を郵送する場合は、必ず書留郵便とし、封筒には「保育士試験願書在中」と朱書きして下さい。

八 受験票の送付

受験票は、願書を提出した者についての資格を審査し、受験資格を有すると認められた者に対して送付します。

試験日の一週間前になっても未着の場合は県青少年家庭課へ問い合わせ下さい。

九 試験結果の通知

試験結果の通知は、次の各号に定める方法により、十月上旬に行います。

(一) 全科目に合格した者は、県庁前掲示板にその受験番号を掲示するほか、保育士資格証明書を本人に送付します。

- (一) 一部科目に合格した者には、保育士試験一部科目合格証明書を送付します。
 - (二) 不合格者にもその旨を通知します。
 - (三) 短期大学、高等専門学校卒業見込み又は大学における六十二単位以上修得見込みで受験した者には、試験結果のみを通知し、卒業証明書又は単位修得証明書の提出があった後、保育士資格証明書又は一部科目合格証明書を交付します。
 - (四) 可否に関する問い合わせには応じません。
- 十 受験上の注意事項
- (一) 試験科目の一部免除を願った科目の試験を受けることはできません。また、保育実習の筆記試験を受験しなかった者は実地試験を受けることはできません。
 - (二) 試験当日は、各科目ごとに試験開始時間の十分前までに指定の席に着席し、受験票を机上に出しておいて下さい。ただし、当日受験票を忘れた場合は、事務局に申し出て下さい。
 - (三) 試験中机上に携帯電話を置くことを禁止します。(時計としても禁止します。)
 - (四) 試験会場への自家用車での来場は控えてください。
 - (五) 実地試験会場周辺に食堂施設はないので、昼食が必要な者は弁当を持参してください。

十一 その他

- (一) 一度受理した保育士試験受験願書等及び受験手数料は、返還いたしません。
- (二) 宿泊のあっせんはいたしません。
- (三) この試験についての照会は、島根県健康福祉部青少年家庭課(TEL 〇八五二―二二―五二四四)又は次の健康福祉センター等に行ってください。

名称	所在地	電話
松江健康福祉センター	松江市大輪町四二〇	〇八五二―二五―八〇七一
木次健康福祉センター	大原郡木次町大字里方五三一 ―一	〇八五四―四二―九六三一
出雲健康福祉センター	出雲市塩冶町二二三―一	〇八五三―二一―八七八九
川本健康福祉センター	邑智郡川本町大字川本二七九	〇八五五―七二―九六七七

浜田健康福祉センター	浜田市片庭町二五四	〇八五五―二九―五五四三
益田健康福祉センター	益田市昭和町一三一―一	〇八五六―三一―九五三七
隠岐支庁健康福祉局	隠岐郡西郷町大字港町字塩口 二四	〇八五二―二九―七〇七七

島根県告示第五百五十一号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年五月二十八日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除予定保安林の所在場所
大田市三瓶町多根字天井原一―二一の二二
- 二 保安林として指定された目的
火災の防備
- 三 解除の理由
国立公園事業用地とするため

公 告

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第三項の規定によりに公告する。

平成十四年五月二十八日

島根県知事 澄田信義

一(一) 作業種類

基本測量 電子基準点測量(電子基準点現地技術調査および設置作業)

- (二) 作業期間
平成十四年五月七日から平成十五年三月三十一日まで
- (三) 作業区域
松江市・益田市・能義郡広瀬町・大原郡木次町・簸川郡佐田町・瀬摩郡温泉津町・
邑智郡羽須美村・那賀郡弥栄村

- (一) 作業種類
基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)
- (二) 作業期間
平成十四年五月二十日から平成十五年二月二十八日まで

- (三) 作業区域
松江市・浜田市・出雲市・益田市・江津市・大原郡大東町・邑智郡邑智町・邑智郡
石見町・那賀郡弥栄村・那賀郡三隅町・美濃郡美都町・美濃郡匹見町・鹿足郡六日
市町

- (一) 作業種類
基本測量(一等重力測量)
- (二) 作業期間
平成十四年八月一日から平成十五年一月三十一日まで
- (三) 作業区域
浜田市・大田市

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成14年5月28日

- 1 役務の名称及び数量
島根県立中央病院長 中 川 正 久

- 島根県立中央病院統合情報システム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院経営企画課 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成14年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テクノプロジェクト 松江市学園南2丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
110,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

公安委員会規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年5月28日

島根県公安委員長 古 瀬 章

島根県公安委員会規則第9号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

「第7章 運転免許(第23条-第27条) 」「第7章 運転免許(第23条-第27条)を
目次中 第8章 雑則(第28条-第30条) 」「第8章 講習(第27条の2) 」「第8章 雑則(第28条-第30条) 」「第9章 雑則(第28条-第30条) 」「

に改める。

第23条の見出しを「(試験等の実施場所)」に改め、同条中「第89条」を「第89条第1

項」に、「運転免許試験及び」を「運転免許試験、同条第2項に規定する技能検査、」に、「再試験」を「再試験並びに道路交通法の一部を改正する法律（昭和40年法律第96号）附則第2条第3項、同附則第5条第3項及び施行規則第18条の5に規定する審査」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(適性検査の受検命令等)

第23条の2 法第90条第6項及び法第103条第5項の規定による適性検査の受検命令は適性検査受検命令書（様式第26号の2）により、医師の診断書の提出命令は診断書提出命令書（様式第26号の3）により行うものとする。

第24条の2第1項中「次項」を「次項及び第3項」に、「次に掲げる」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同条第2項中「更新の申請」を「更新の申請（法第101条の2の2第1項の規定により經由地公安委員会を經由して行うものを除く。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、更新の申請を行う者が法第103条第1項の規定による免許の効力を停止されている者であるときは、この限りでない。

第24条の2第3項中「第29条第2項」を「第29条第3項」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第1項の申請又は申出を行う者が法第103条第1項の規定による免許の効力を停止されている者である場合

(2) 更新の申請を法第101条の2の2第1項の規定により經由地公安委員会を經由して行う場合

第25条中「（様式第28号）」を「（様式第28号、様式第28号の2、様式第28号の3又は様式第28号の4）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(運転経歴証明書の申請)

第25条の2 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付を申請する者は、運転経歴証明書交付申請書（様式第28号の5）及び施行規則第17条第2項第7号に定める写真を公安委員会に提出しなければならない。

2 法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書は、様式第28号の6のとおりとする。

3 第1項の申請は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

(1) 島根県運転免許センター

(2) 島根県西部運転免許センター

(3) 管轄警察署

第8章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

第8章 講習

(特定任意講習)

第27条の2 法第108条の2第2項の規定に基づき行う講習は、次に掲げるものとする。

(1) 特定任意講習（運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習に関する規則」という。）第1条に定める基準に適合するものを行う講習をいう。）

(2) 次に掲げる特定任意高齢者講習

ア 通常講習（講習に関する規則第2条第1項第1号の表の2の項に定める基準に適合するものを行う講習をいう。）

イ 簡易講習（講習に関する規則第2条第1項第1号の表の1の項に定める基準に適合するものを行う講習をいう。）

(3) チャレンジ講習（講習に関する規則第2条第1項第1号の表の1の項に規定する影響について確認を行う講習をいう。）

(4) ソルバー・ドライビング・スクール（65歳以上の運転者に対する実技講習をいう。）様式第26号の次に次の2様式を加える。

様式第26号の2 (第23条の2関係)

適性検査受検命令書

住所 年 月 日

殿

島根県公安委員会 印

道路交通法 第90条第6項 第103条第5項 の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。

なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の
 拒否 又は 保留
 保留
 取消し又は効力の停止
 効力 の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備考	

注：1 適性検査を受けない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることを意味します。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第26号の3 (第23条の2関係)

診断書提出命令書

住所 年 月 日

殿

島根県公安委員会 印

道路交通法 第90条第6項 第103条第5項 の規定により、下記のとおり
 道路交通法施行規則 第18条の4第2項 第29条の5第2項 に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の
 拒否 又は 保留
 保留
 取消し又は効力の停止
 効力 の処分を受けることとなります。

診断書の提出理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備考	

注：1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなります。
 2 道路交通法施行規則第18条の4第2項及び第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記されているものであることです。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第28号を次のように改める。

様式第28号 (第25条関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

殿

島根県公安委員会 印

道路交通法第102条第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施しますので、
通知します。

なお、この通知を受け、適性検査を受けない場合は、
 臨時適性検査の通知 (運転免許の保留)
 運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知 (運転免許の保留)) を受けること
 となります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備考	

注：1 適性検査を受けない場合の「運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知 (運転免許の保留)」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、「臨時適性検査の通知 (運転免許の保留)」、その他の場合には、「運転免許の拒否」の処分を受けることとなることを意味します。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第28号の次に次の5様式を加える。

様式第28号の2 (第25条関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

殿

島根県公安委員会 印

道路交通法 第102条第1項 第102条第2項 第107条の4第1項) に規定する適性検査を下記のとおり実施
 しますので、通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、
 運転免許の取消 運転免許の効力停止 国際運転免許証等による運転の禁止) の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備考	

注：1 運転免許を受けた方又は国際運転免許証等により運転している方が、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、運転免許の取消し又は停止並びに国際運転免許証等による運転の禁止の処分を受けることはありません。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第28号の3 (第25条関係)

臨時適性検査通知書 (仮運転免許)	
住所	年 月 日
殿	
高根県公安委員会 印	
道路交通法第102条第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施しますので、 通知します。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備考	

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第28号の4 (第25条関係)

臨時適性検査通知書 (仮運転免許)	
住所	年 月 日
殿	
高根県公安委員会 印	
道路交通法 <input type="checkbox"/> 第102条第1項 <input type="checkbox"/> 第102条第2項 に規定する適性検査を下記のとおり実施しますので、通知します。	
なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備考	

- 注：1 やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。
- 2 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合とは、仮運転免許を受けた方から自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合（一定の場合を除く。）のことです。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第28号の 5 (第25条の 2 関係)

運転経歴証明書交付申請書

島根県公安委員会 殿

年 月 日

資料区分	運転経歴証明書	同時受理	受付場所
登録年月日	登録番号		
生年月日	明治	大正	昭和
	1	2	3
			4
性別	男	女	フリガナ
	1	2	氏名
住所	電話番号 ()		
受けていた免許の種類	免許証番号	年	月
	交付年月日	日	有効年月日
受けていた免許の種類	大 普通	大 自 二	小 原 付
	大 特 種	大 自 二	大 特 種
免許の条件等	備 考		

注： 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第28号の 6 (第25条の 2 関係)

(表)

8.56

5.40

氏名 年 月 日 生

住所 年 月 日 交

運転経歴証明書

写真

島根県公安委員会 (公印)

(裏)

注 意 事 項

- 1 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。
- 2 この証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 3 住所等に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません。
- 4 丢失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。

注： 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第29号中「認定」を「指定」に、「教習を行おうとする自動車の種類」を「指定を受けようとする教習に係る免許の種類」に改め、注書中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって代えて、署名することができる。

「

有 効 年 年	年
---------	---

を「

有 効 期 間 の 末 日	年	月	日
---------------	---	---	---

」に改める。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年5月28日

島根県公安委員長 古 瀬 章

島根県公安委員会規則第10号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法の項条項の欄中「第22条の2第1項」を「第22条の2第1項（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下道路交通法の項において「運転代行業法」という。）第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項中

第51条の4	放置行為を防止するための必要な指示	を
第51条の4（運転代行業法第19条第1項の規定により読み替	置行為（駐停車違反行為）を防止するための必要な指示	に改め、同

えて適用する場合を含む。）

項条項の欄中「第58条の4」を「第58条の4（運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「第66条の2第1項」を「第66条の2第1項（運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「第75条第9項（第75条の2第2項において準用する）」を「第75条第9項（第75条の2第2項において準用する場合及び運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用する）」に、「第75条第10項（第75条の2第2項において準用する）」を「第75条第10項（第75条の2第2項において準用する場合及び運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用する）」に改め、同項中

第89条	運転免許申請書の受理及び運転免許試験の実施
第90条第3項及び第5項	運転免許の拒否及び取消しをする場合における弁明をなすべき日時等の決定並びに通知

第89条第1項	運転免許申請書の受理及び運転免許試験の実施
第89条第2項	技能検査申請書の受理並びに技能検査の実施及び検査合格証明書の交付
第90条第3項（同条第11項において準用する場合を含む。）及び第5項	運転免許の拒否及び取消し（仮運転免許の拒否）をする場合における弁明をなすべき日時等の決定並びに通知

項条項の欄中「第90条第7項」を「第90条第8項」に改め、同項中

第99条第1項及び第2項	運転免許証への必要な事項の記載
--------------	-----------------

を

第93条第1項及び第2項	運転免許証への必要な事項の記載
第93条の2	運転免許証への電磁的方式による記録

に、

第101条第1項及び第4項	適性検査の実施及び更新
---------------	-------------

を

第101条第1項	運転免許の更新申請書の受理
----------	---------------

に、

第101条の2第2項及び第3項	適性検査の実施及び特例更新
-----------------	---------------

を

第101条第4項及び第5項	適性検査の実施及び更新
---------------	-------------

に、

第101条の2第2項及び第3項	適性検査の実施及び特例更新
第101条の2の2第2項、第3項及び第4項	適性検査の実施並びに適性検査結果の書面等の送付及び講習受講の通知

第101条の2の2第5項	適性検査を受けるべき旨の通知及び適性検査の実施
--------------	-------------------------

第101条の4第2項	更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対する高齢者講習に関する書面の送付
------------	--

を

第101条の4第2項	更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者に対する高齢者講習に関する書面の送付
------------	--

に改め、同

項条項の欄中「第103条第3項及び第5項」を「第103条第2項及び第4項」に改め、同項中

第104条の4第3項	申出に係る運転免許を与えること。
------------	------------------

を

第104条の4第3項	申出に係る運転免許を与えること。
第104条の4第5項及び第6項	運転経歴証明書交付申請書の受理及び運転経歴証明書交付

に改める。

別表道路交通法施行規則の項条項の欄中「第18条の4」を「第18条の5」に改め、同項中

第29条第1項	運転免許証の更新申請書の受理
第29条の2第1項	運転免許証の特例更新申請書の受理

を

第29条の2第1項	運転免許証の特例更新申請書の受理
第29条の2の2第1項	經由申請書の受理
第29条の3第1項(第37条の2において準用する場合を含む。)	公安委員会が認める医師の認定

に改め、同

項条項の欄中「第38条第15項」を「第38条第16項」に改め、同項中

第38条の2	特定任意講習終了証明書の交付
--------	----------------

を

第38条の2	特定任意講習終了証明書等の交付
--------	-----------------

に改め、同

項の次へ次の2項を加える。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律		認定
第4条	認定	
第5条第1項	申請書の受理	
第5条第2項	認定の通知及び認定証の交付	
第5条第3項	認定の拒否の通知	
第5条第4項	認定又は認定の拒否に関する国土交通大臣との協議	
第5条第5項	認定証の再交付	
第7条第2項	認定の取消しに関する国土交通大臣との協議	
第8条第1項	変更届出の受理	
第8条第2項	変更届出を受理した際の国土交通大臣への通知	
第8条第3項	認定証の書換え	
第9条第1項及び第2項	返納認定証の受理	
第9条第3項	返納認定証を受理した際の国土交通大臣への通知	
第21条第1項	報告の受理若しくは資料の徴収及び立入検査の実施	
第22条第1項	自動車運転代行業者に対する指示及び国土交通大臣に対する指示した旨の通知	
第22条第2項	国土交通大臣が指示した旨の通知の受理	
第23条第3項	営業停止命令を行う際の国土交通大臣への協議	
第24条第2項	営業廃止命令を行う際の国土交通大臣への協議	

	第25条第1項	処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理
	第25条第2項	処分移送通知書を受けた場合に行う指示
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年公安委員会規則第11号）	第6条	再交付申請書の受理

別表道路交通法施行細則の項中

「第23条第3号 運転免許試験及び再試験に係る道路又は場所の指定 を

「第23条第3号 運転免許試験、再試験等に係る道路又は場所の指定 に改める。」

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年5月28日

島根県公安委員会委員長 古 瀬 章

島根県公安委員会規則第11号

運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第9条」を「第13条」に改める。
第9条の次に次の1条を加える。

(認定の取消しの公示)

第10条 国家公安委員会規則第12条の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

島根県警察教養規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年5月28日

島根県公安委員会委員長 古 瀬 亭

島根県公安委員会規則第12号

島根県警察教養規則の一部を改正する規則

島根県警察教養規則(平成13年島根県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第7条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 一般職員係長任用科 係長に昇任した一般職員に対し、その職務遂行に必要な知識及び技能を修得させる。

第8条の見出しを「(採用時教養等)」に改め、同条第1項中「初任科及び初任総合科の課程並びに」を「前条第1号から第3号までに掲げる課程及び」に改め、同条第2項中「採用時教養」を「採用時教養及び前条第4号から第7号までに掲げる課程(以下「昇任時教養」という。)」に改める。

第9条中「採用時教養」を「採用時教養及び昇任時教養」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成十四年五月十日付け島根県報第一、三六六号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
十二	島根県選挙管理委員会告示第二十三号の表中	出川 修治	加藤 滋夫
〃	〃	加藤 滋夫	立脇 通也